

1. 調達の目的と概要

今回、耐用年数を経過しているクライアントパソコンの更新を行う。なお、調達にあたっては、木津川市ネットワーク環境を考慮のうえ、調達するものとする。

2. 調達の範囲

2.1 調達機器等

- (1) クライアントパソコン
ノートブック 110台
リカバリディスク+ドライバズディスク (Windows® 11 Pro (64bit) 用) 5セット
本市環境用セットアップUSB 3セット
設置関連 (パソコン設定作業)
- (2) 外部モニタ 40台

2.2.1 クライアントパソコン (ノートブック) 110台

2.2.1.1 仕様等要件

- ①C P U : Intel Core i5-13 世代以上、
P コア最大 4.6GHz 以上、E コア最大 3.4GHz 以上
- ②メ モ リ : 8GB 以上
- ③ス ト レ ー ジ : SSD256GB 以上
- ④ネ ッ ト ワ ー ク : 1) 有線ネットワーク (内蔵)
1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T×1
2) 無線ネットワーク (内蔵)
IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠
- ⑤液 晶 デ ィ ス プ レ イ : 14 型液晶 フルHD、HD または WUXGA
- ⑥キ ー ボ ー ド : 日本語 JIS 標準配列
- ⑦バ ッ テ リ - 駆 動 時 間 : 7.7 時間(動画再生時)/12.5 時間(アイドル時) 以上
※JEITA3.0 測定法による
- ⑧セ キ ュ リ テ ィ : セキュリティチップ(TCG Ver2.0 準拠以上)
- ⑨イ ン タ ー フ ェ イ ス : HDMI×1、ヘッドフォン・マイクイン端子 (共用可)、Type-A USB3.0 準拠以上×2 以上、RJ45×1
- ⑩イ ン ス ト ー ル O S : Windows® 11 Pro (64bit)
- ⑪ポ イ ン テ ィ ン グ デ バ イ ス : タッチパッド (マウス不要)
- ⑫質 量 : 1.46kg 未満
- ⑬環 境 対 応 : 全地球的環境保全を考慮し、J-Moss グリーンマーク、RoHS 指令、グリー

ン購入法、VOC（揮発性有機化合物）ガイドライン、国際エネルギースタープログラム、節電対応、PC グリーンラベル、ISO14001、電子マニュアル化、廃却時回収リサイクルサービスに対応のこと。

⑭リカバリーメディア：Windows® 11Pro（64bit）：納品台数分のライセンス及びセットアップ用標準添付ディスク 5 セット、本市環境用にセットアップした USB メモリ 3 セットを納品すること。

⑮インストールソフトウェア：各ソフトは、職員により初期設定・認証動作などする事なく使用できる状態にすること。

【新規購入】

Microsoft Office LTSC Standard 2024 (Software in CSP)

※応札時点で 2024 より新しい製品がある場合は、その製品で応札すること。

【市でライセンス保有】

Trend Micro Apex One（Trend Micro）

Systemwalker Desktop Keeper（富士通）

Systemwalker Desktop Patrol（富士通）

Systemwalker Live Help Client（富士通）

Logo チャット（トラストバンク）

【その他（ライセンスフリーを含む。）】

RDSH 接続・閲覧ツール、プリンタドライバ、アーカイバ、PDF ビューワ、ブラウザ（GoogleChrome、MicrosoftEdge）等

⑯その他仕様等：ファンクションキーは単一のキーで押下できること。設定により単一のキーで押下できるようにしても差し支えない。

クライアントパソコン 110 台は、同一製品の新品であること。

⑰梱包資材：納品時の梱包材は、受注者において設定完了後持ち帰り処分とする。

※パソコン導入にあたっては、原則、既存のネットワーク及びサーバ環境を用いた導入とするが、やむを得ず変更を必要とする場合は、既設システム全体を考慮し、受注者において実施すること。なお、実施計画及び作業スケジュール等については、別途協議の上調整する。

2.2.1.2 設定要件

(1) 設定について

市指定のソフトウェアのインストール、各種ライセンス認証作業、プリンタ設定、LAN 環境設定、ブラウザの初期設定、端末ラベル・リース物件ラベルの貼付け、端末個別設定等の情報は契約後に別途開示する情報によること。

設定作業を行うにあたっては、木津川市役所本庁舎にて本市担当者及び木津川市ネットワーク保守業者と事前に協議を行い、設定条件の確認を行うこと。

クライアントの設定については、マスター機器設定の上、クローン展開をしても差し

支えない。ただし、クローン展開をする場合は、Windows のライセンス購入方法に注意すること。クローン展開に必要なソフトウェアはライセンス違反にならないよう注意すること。(別途購入する場合は応札価格に含めること。) なお、端末設定手順に関わらず、ユーザ権限において、本市の環境設定が反映されていること。(※設定作業については、1 台あたり概ね1 時間半程度)

クライアントOS の認証については、MAK (マルチライセンス認証キー) 認証またはKMS (キー管理サービス) 認証によること。ただし、KMS 認証による場合のKMS サーバ構築については、受注者の責任において行うこととし、別途協議するものとする。

各種ソフトウェア及びドライバ等は、OS 及び本市から提供するものを除いて最新版をインストールすること。インストールするOS のビルドバージョンは25H2 を基本とするが、別途協議の上決定する。

次表の出先機関に配備する端末については、現地に訪問し、端末の配布及び旧端末の回収、電源アダプタ及びLAN ケーブルの接続並びに本市が提供するプリンタドライバの設定を行うこと。なお、訪問日は、別途協議の上決定する。

出先機関	住所	台数
木津幼稚園	木津川市木津田中前30番地	5
木津保育園	木津川市木津白口65番地	4
清水保育園	木津川市木津清水123番地2	3
中央図書館	木津川市木津町内垣外36番地	1
東部交流会館	木津川市木津宮ノ堀149番地	1
木津児童館	木津川市木津清水27番地4	1
相楽幼稚園	木津川市相楽清水1番地	1
相楽保育園	木津川市相楽片田5番地	3
女性センター	木津川市相楽台4丁目3番地	1
相楽台保育園	木津川市相楽台2丁目11番地	5
木津保育園分園	木津川市州見台一丁目1番地1	1
いづみこども園	木津川市加茂町里西鳥口95番地	6
第二学校給食センター	木津川市加茂町観音寺石部61番地1	1
南加茂台公民館	木津川市南加茂台5丁目2番地3	4
南加茂台保育園	木津川市南加茂台3丁目2番地	5
やましろこども園	木津川市山城町北河原古屋敷41番地1	2
合計	16 箇所	44

(2) 動作確認について

グループウェア、財務会計システム、人事給与システム、例規管理システム、RDSH 接

続・閲覧ツール、ファイル交換サービス、Logo チャットについて、動作確認を行うこと。

市指定ソフトウェアに関して、本市担当者又は本市の指定する業者における動作確認に立ち会うこと。

納品までに本市担当者による動作検証期間を1週間程度設け、発見された不具合を調整した上で納品すること。

納品、設定終了後に各部署に端末の配付を行うので、配置後概ね3日間については、立会又は待機し、問合せ対応を行うこと。

納品後の動作不良については、納品後から1年間は受注者の責任として早急に復旧すること。

設定は木津川市役所本庁舎又は支所で行うものとし、設定に必要なネットワーク（LGWAN 及びインターネット：京都セキュリティクラウド）は本市が準備することとする。

(3) ライセンスについて

マイクロソフト及び端末インストールソフトについて、そのライセンス条項を遵守すること。

2.3.1 外部モニター 40台

2.3.1.1 仕様等要件

- ①パネルタイプ：21.5型ワイド
- ②パネル表面処理：非光沢
- ③最大表示解像度：1920×1080
- ④表示色：1677万色以上
- ⑤映像入力端子：HDMI
- ⑥本体総重量：3.4kg未満
- ⑦外形寸法：510(W)×220(D)×380(H)mm（スタンド含む。）以内
- ⑧添付品：電源コード、HDMIケーブル、台座
- ⑨その他仕様：外部モニター40台は、同一製品の新品であること。
- ⑩梱包資材：納品時の梱包材は、受注者において設定完了後持ち帰り処分とする。

2.3.1.2 設置要件

(1) 動作確認について

同時に調達する「2.2.1 クライアントパソコン」に接続し、使用できること。

2.3.1.3 納品物

- (1) 2.1 調達機器等に記載の機器
- (2) 端末設定作業時の設定情報（MACアドレス一覧、設定値、設定手順等）

3. 納入期限

令和9年1月31日

4. 作業日程

契約日～令和9年1月31日

5. 契約方式

賃貸借契約

二者または三者賃貸方式により契約する。なお、契約内容は、別途協議するものとする。

6. 賃貸借期間

令和9年2月1日～令和14年1月31日

本契約は長期継続契約である。令和9年度以降、当該事業の契約に係る予算が木津川市議会において減額又は削除された場合は、本市は、本契約を解除することができる。また、本契約を解除したことにより損害が生じた場合は、その損害の補償を本市に請求することができる。

7. 賃貸借料

賃貸借料（消費税及び地方消費税含む。）は月額支払いとする。

8. 賃貸借期間満了後の措置

賃貸借期間が満了したときは、本市に対し当該機器及びソフトウェアを無償譲渡するものとする。

9. その他条件等

既存機器の撤去は不要とする。

以 上